

第4編 道路事業における手続

第1章 道路事業における手続

第1節 他部局との手続

1-1-1 道路事業における手続

道路事業を実施する際には、各種法令を遵守し、必要な手続を確実にを行う必要がある。

主なものについては、以下に示すとおりであるが、列挙しているもの以外に必要な手続があれば手続を行うこと。

- 1 河川法に基づく手続
- 2 砂防法に基づく手続
- 3 自然公園法に基づく手続
- 4 鳥取県公共事業景観形成指針に基づく手続
- 5 鳥取県環境影響評価条例に基づく手続
- 6 森林法に基づく手続
- 7 文化財保護法に基づく手続
- 8 農地法に基づく手続
- 9 土壌汚染対策法に基づく手続

1-1-2 河川法に基づく手続

河川区域内で特定の行為をする場合には、河川管理者の許可を得る必要がある。河川法に基づく許認可を受ける場合は、「河川法・海岸法許認可事務の手引き」（平成31年2月鳥取県県土整備部河川課）に従い申請すること。

なお、申請に必要な添付図書は表1-1-1のとおり。

表 1-1-1 河川法・海岸法に基づく許認可申請等添付図書簡易一覧表 [河川法・海岸法許認可事務の手引き]

添付書類	河 川 法														海 岸 法			概 要
	兼用 管理 協定	出 願 工 事	水 利 使 用 許 可	水 利 使 用 登 録	河 川 敷 占 用	河 川 産 出 物 の 採 取	工 作 物 設 置	土 地 の 掘 削 等	地 位 の 承 継	権 利 の 譲 渡	河 川 保 全 区 域 内 の 行 為	竹 木 の 流 送	汚 染 排 水 の 届 出	支 障 あ る 行 為 上 河 川 管 理	保 全 区 域 占 用	土 石 等 採 取	工 作 物 設 置	
	法17	法20 (令11)	法23 (規11)	法23の2	法24 (規12)	法25 (規13)	法26 (規15)	法27 (規16)	法33 (規21)	法34 (規22)	法55 規15・16	法28 令16-3	法29 令16-5 令16-8					
事業の計画概要書		○	○	○	○	○	○	○			○	○	△	○	○	○	○	申請内容の必要性について
工程表		○				○	○	○			○					○	○	
位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	縮尺5万分の1程度の図面に位置図示
実測平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	官民境界を明示し、上下床各100m程度判明できるもの
実測縦断面図	○	○	○		○	○	○	○			○		△	△	○	○	○	申請箇所的位置明示
実測横断面図	○	○	○		○	○	○	○			○		△	△	○	○	○	官有地、民有地及び河川区域、保全区域別に三斜求積
公図	○	○	○		○	○	○	○			○			△	○	○	○	河床高、計画高水位及び堤防高等を明示
面積計算書及び丈量図	○	○			○	○	○	○			○			△	○	○	○	〃
工作物の設計図、構造図	○	○	○				○										○	
工事の実績方法記載図書		○	○			○	○	○			○					○	○	
水量の算出											○							かんがい区域図、減水深の算出根拠添付
根拠											○		○					(注)排水施設の場合
流量計算書		○	○			○	○											
工事費概要書		○	○														○	
申請人の権限を証する書類		○	○				○	○	○	○	○			○				登記簿謄本、契約書等
他に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書		△	○		△	○	○	○			○	○	○	○		○		
利害関係者の同意			○		○	○	△	△			△	△	○	△	○	○	○	
用排水路図			○			△	△							△				
状況写真		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ポール等で位置を明示して撮影するものとする
既許可書の写し			○		○	○	○	○	○	○					○	○	○	更新の場合前回許可書の写しを添付すること
他の行政庁の許認可書写し		△	○		○	○	○	○				△	△	△	○	○	○	
一般図、誓約書、同意書、従属元水利使用許可書				○														
チェックシート		△	△				△											大規模なもののみ

※法第 23 条(水利使用)及び法第 24 条(河川敷占用)の許可更新の場合において、内容に変更がない単純更新案件については、申請書(様式)のほか、添付書類は「位置図、現況写真、過去の許可書の写」で足りるものとする。なお、更新案件であっても、内容に変更があるものについては、変更に係る書類について添付が必要である。

1-1-3 砂防法に基づく手続

砂防法にもとづき指定された砂防指定地内で特定の行為（制限行為）をする場合には、管理者の許可を得る必要がある。砂防法に基づく許認可を受ける場合は、「鳥取県砂防指定地等管理規則」（平成元年4月1日鳥取県規則第29号）に定める様式で申請すること。

なお、申請にあたっては次の書類を添付すること。

- (1) 申請に係る土地の位置を表示する図面で縮尺5万分の1以上のもの
- (2) 申請に係る土地の平面図で縮尺1,000分の1以上のもの
- (3) 申請に係る土地の縦横断図で縮尺1,000分の1以上のもの
- (4) 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用が他に及ぼす影響及びその対策を記載した書面
- (5) 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用が工作物に係る工事を伴う場合にあっては、工作物設計図及び工事の実施計画書
- (6) 申請に係る制限行為又は砂防設備等の占用について利害関係を有する者がいる場合にあっては、その者の承諾書
- (7) その他知事が必要と認める書類

1-1-4 自然公園法に基づく手続

自然公園内の行為については、その行為が自然公園の保護計画に基づくものか、利用計画に基づくものかにより、次の何れかの手続を踏む必要がある。留意すべき事項については、「自然公園内における道路工事实施の留意点について」（平成17年9月29日付第200500070478号）を参照すること。

1 行為の許可・届出

保護計画に基づき、風景の保護に支障を及ぼす可能性がある行為については事前に許可を受け、または届出をしなければならない。

2 公園事業の執行認可

利用計画に基づく施設を公園事業といい、適正な利用施設の整備促進を確保するために、公園事業を執行する際には事前に認可が必要となる。

表 1-1-2 手続き区分

	国		県	市町村	民間
	環境省	それ以外			
国立 (国)	不要 法第9条第1項	協議 法第55条第3項	同意協議 法第9条第2項	同意協議 法第9条第2項	承認申請 法第9条第3項
国定 (県)	協議 法55条第4項		不要 ^{※1} 法第10条第1項	同意協議 法第10条第2項	承認申請 法第10条第3項
県立 (県)	不要 規定なし		不要 ^{※1} 条例第8条第1項	不要 規定なし	承認申請 条例第8条第2項

※()内：基本執行者

※1 実施の段階で、課長レベルの内容協議を行う。

表 1-1-3 主な手続きの種類

	手続き根拠条文	
	法(国立・国定)	条例(県立)
執行承認申請(同意協議)	令第3条	規則第3条
管理又は経営方法の届出(通知)	令第5条	規則第5条
施設の変更の承認申請(同意協議)	令第6条	規則第6条
事業の休止又は廃止届出(通知)	令第7条	規則第7条
地位の承継(施設譲渡等)申請(協議)	令第8条	規則第8条
	※1 公共団体等については、法令第16条において準用。 ※2 国定公園については、法令第17条において準用する。	

表 1-1-4 主な手続きの種類

地域区分		規制を受ける行為	手続	許可権者			許可基準等	手続不要行為	備考
				国立	国定	県立			
特別保護地 (※)	特に嚴重に景観の保護を図る必要性のある地区	法第14条 特別区域内の行為(①~⑧、⑩、⑪、⑫、⑬)に加え ① 木竹の損傷 ② 木竹の植栽 ③ 家畜の放牧 ④ 物の集積・貯蔵 ⑤ 火入れ、たき火 ⑥ 植物の採取・損傷・落葉落枝採取 ⑦ 動物の捕獲等 ⑧ 車馬等の乗入れ	許可制	環境大臣	鳥取県知事		<国立・国定> ・法規則第11条 ・自然公園法の行為の許可基準及び運用方法(環境省通知) ・各公園管理計画(国立公園のみ)	・公園事業 ・法規則第13条	<許可条件の付加> ・風致景観を保護するために必要な限度に置いて、許可条件を付することができる。(法第25条、条例第12条)
特別地域	第1種特別地域	法第13条 特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域	(既着手行為・非常災害応急措置は事後届出制)	環境大臣	鳥取県知事	鳥取県知事	<国立・国定> ・公園事業 ・法規則第12条 <県立> ・公園事業 ・条例規則第15条、別表第1	<国立・国定> ・公園事業 ・法規則第12条	
	第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域							
	第3種特別地域	通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域							
海中公園地区 (※)	海中動植物が豊富であるなど海中景観を嚴重に保護する必要性がある地域	法第24条 ① 工作物の新築・改築・増築 ② 鉞物や土石の採取 ③ 広告物の設置等 ④ 指定動植物の捕獲等 ⑤ 海面の埋立・干拓 ⑥ 海底の形状変更 ⑦ 物の保留 ⑧ 汚水の排出等				法第13条第5項 法規則第11の3			
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要性のある地域(海面を含む。)	法第26条 条例第13条 ① 大規模な工作物の新築等(法規則第14条、条例規則第17条) ② 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 ③ 広告物の設置等 ④ 水面の埋立・干拓 ⑤ 鉞物や土石の採取 ⑥ 土地の形状変更 ⑦ 海底の形状変更(※)	事前届出制				・国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準(環境省通知)	<国立・国定> ・公園事業 ・法規則第15条 <県立> ・公園事業 ・条例規則第18条、別表第2	・措置命令 ・30日間着手制限(短縮可) 法第26条、条例第13条

(※印は県立自然公園には該当なし)

表 1-1-5 主な手続きの種類

		県知事権限	大臣権限
特別保護地区	許可	/	全て
	届出		
特別地域	許可	1 工作物の新築 (住宅、仮設工作物、 工作物 (13m以下かつ 1,000㎡以下、ただし 砂防施設等を除く) 2 木竹の伐採 (地域森林計画) 5 汚水廃水の排出 6 広告物の設置 7 物の集積 9 土地の形状変更 (右記以外) 10 指定植物の採取 11 指定動物の捕獲 12 色彩の変更 13 指定地域への立入り 14 車馬乗入れ 15 政令で定める行為	1 工作物の新築 (左記以外) 2 木竹の伐採 (地域森林計画以外) 3 土石の採取 4 水位水量の増減 8 水面の埋立 9 土地の形状変更 (ゴルフコースかつ1,000㎡超)
	届出	全て	
普通地域	届出	1 工作物の新築 (海中公園地区周辺 1 k m以内 を除く) 3 広告物の設置 5 土石の採取 (海中公園地区周辺 1 k m以内 を除く) 6 土地の形状変更	1 工作物の新築 (海中公園地区周辺 1 k m以内) 2 水位水量の増減 3 広告物の設置 4 水面の埋立 5 土石の採取 (海中公園地区周辺 1 k m以内) 7 海底の形状変更

3 書類の経由

書類経由の詳細は、「自然公園の許認可に関する事務処理経路フロー図」のとおり。

申請書等の手続き提出窓口は、全て各市町村が行っている（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 別表の11～14）。

市町村は、受理した書類を総合事務所（県東部は緑豊かな自然課）に副申し、それを受けた総合事務所は、処理権限を持つ手続きに関しては許可・届出受理等の処分を行い、県緑豊かな自然課に報告を行う（国立公園については、県緑豊かな自然課経由で環境省に報告が必要（法令附則第4項））。処理権限を持たない手続き（環境大臣権限）に関しては、県緑豊かな自然課を経由して環境大臣に副申する（法令附則第5項）。

4 標準処理期間

行政手続制度において、法令等に基づく処分に要する標準的な期間（標準処理期間）を各々定めることとされており、自然公園に関する許認可についても下記のとおり定められている。ただし、標準処理期間内の処理は、あくまでも行政庁の努力義務である。

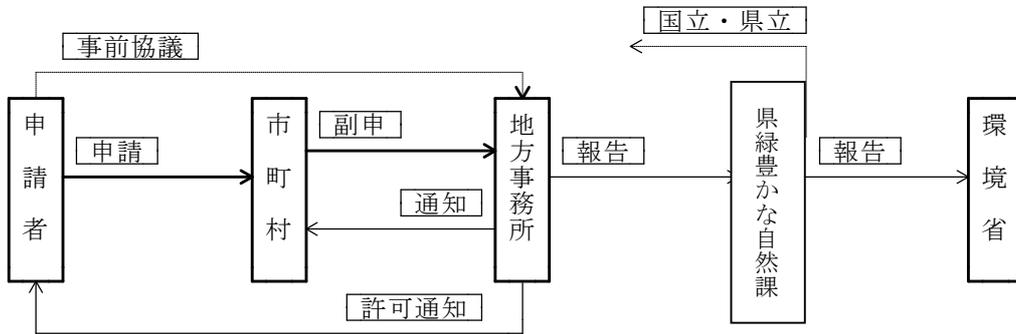
表 1-1-6 標準処理期間

	市町村	県	根拠
環境大臣権限の副申に要する期間	1ヶ月間		国立公園法定受託事務実施要領(環境省通知)
県知事権限案件の許可等に要する期間 (届出受理を除く)	7日間	13日間	行政手続法及び鳥取県行政手続条例に基づく審査基準等の設定について(県民室)

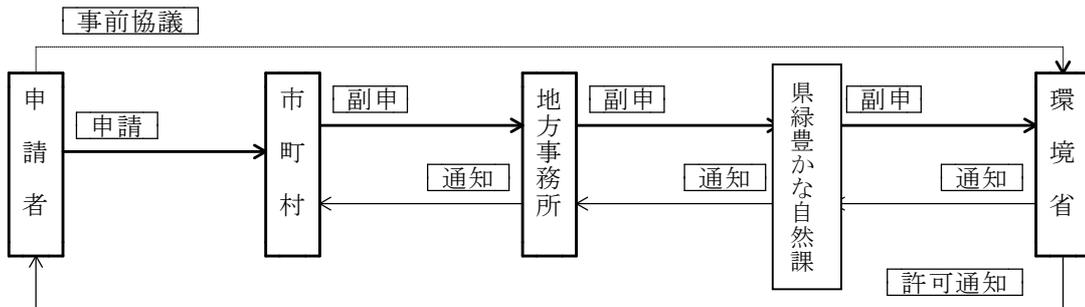
5 自然公園の許認可に関する事務処理経路フロー図

(1) 行為に係る許可手続き (法第13条・第14条・第24条、条例第11条関係)

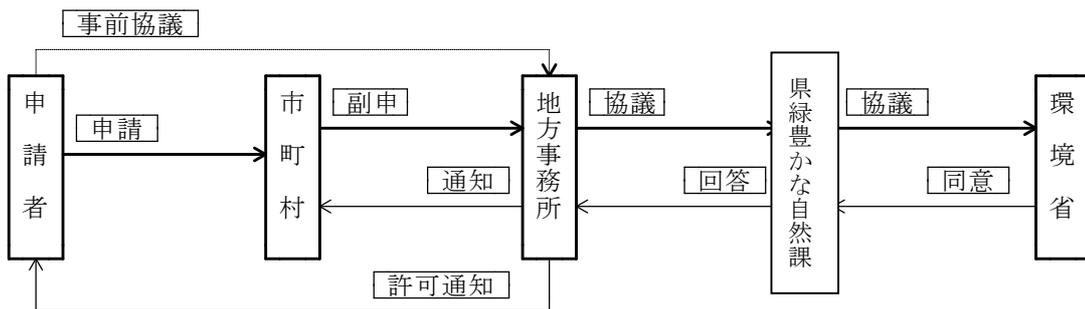
ア 知事権限 (国立・国定・県立)



イ 大臣権限 (国立)

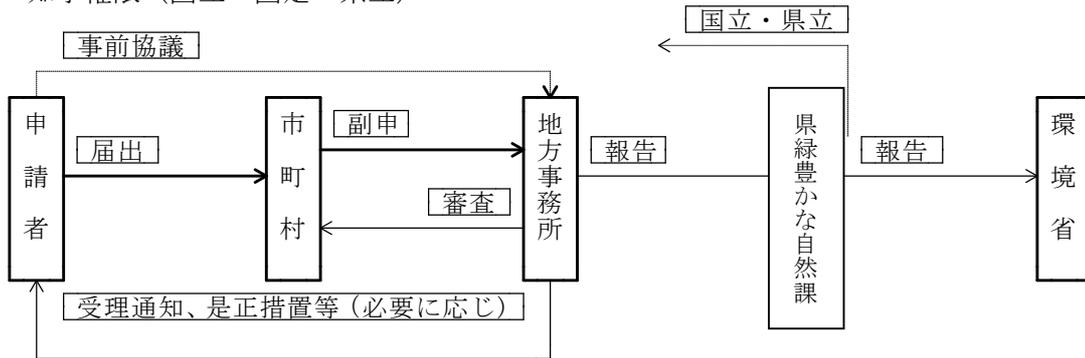


ウ 知事権限 (国定：環境省と協議が必要なケース (法規則第11条の2関係))

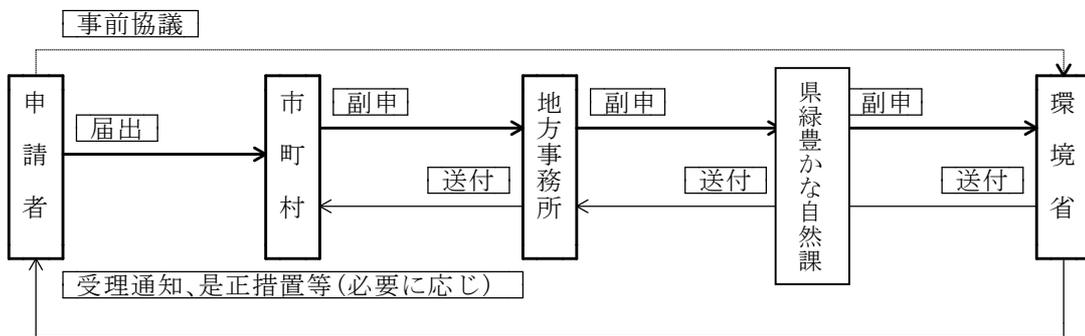


(2) 行為に係る届出手続き (法第 13 条・第 14 条・第 24 条・第 26 条、条例第 11 条・第 13 条関係)

ア 知事権限 (国立・国定・県立)



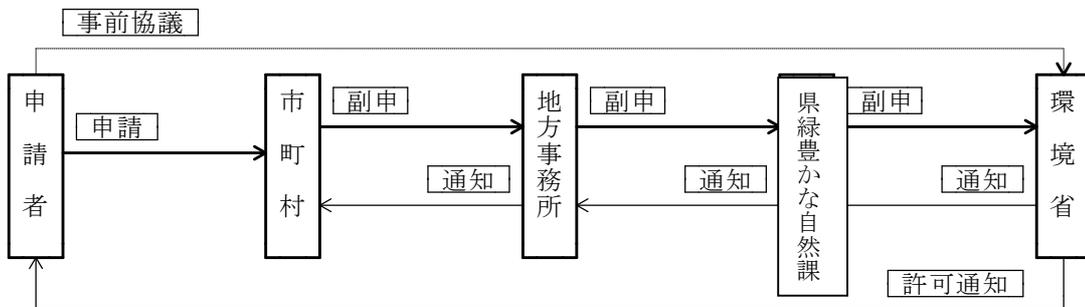
イ 大臣権限 (国立)



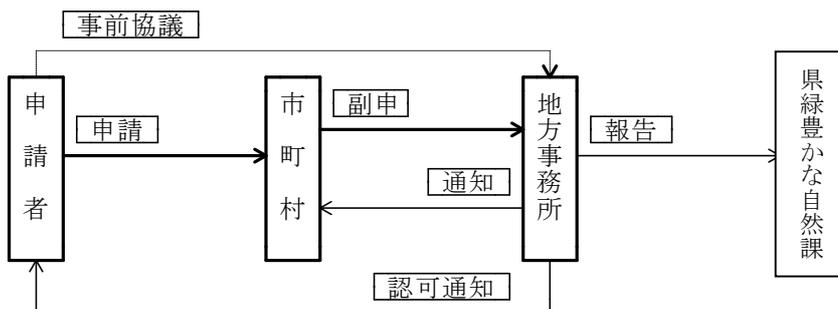
(3) 公園事業に係る許可手続き

(法令第 3 条～第 8 条・第 10 条～12 条・第 14 条、条例規則第 3 条～第 8 条、第 10 条関係)

ア 国立公園内



イ 国定・県立公園内



1-1-5 鳥取県公共事業景観形成指針に基づく手続

1 景観評価対象事業

次表に掲げる事業（土地の形質の変更規模が概ね 10,000 m²以上となる事業等）は、以下に定める手順による景観評価の対象とする。ただし、景観行政団体である市町村が公共事業景観形成指針（以下「市町村指針」という。）等を別に定め、それより小規模なものも景観評価の対象とすることとしている場合には、当該市町村内で行われる事業については、当該市町村の定める規模以上のものを対象とする。

景観形成重点区域又は自然公園の区域内での事業は、原則としてすべて景観評価の対象とする。

ただし、災害復旧等の緊急を要する事業及び軽易な維持修繕事業、周囲の景観形成に与える影響が少ないと判断される軽微な事業変更、外観変更を伴わない修繕事業、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象事業については、この限りでない。

表 1-1-7 景観評価対象一覧表

事業の種類	景観評価を義務付ける対象事業	参考：鳥取県公共事業環境配慮指針
道路の整備 (1) 国道、県道、県代行道路、農道、林道	<ul style="list-style-type: none"> ・計画延長が4車線0.5km以上の事業、2車線1km以上の事業、1車線1.5km以上の事業 	(国道、県道、県代行道路) <ul style="list-style-type: none"> ・計画延長が4車線1km以上の事業、2車線2km以上の事業(農道、林道) ・事業採択延長が2車線4km以上の事業
河川の整備 (1) 河川 (2) 治水ダム (3) 溪流・流路工	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区間が1km以上の事業 ・すべての事業 ・計画延長が0.5km以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区間1km以上の事業 ・すべての事業 ・計画延長が0.5km以上の事業
砂防・治山の整備 (1) 砂防ダム、治山ダム (2) 急傾斜地、雪崩防止、山腹工事	<ul style="list-style-type: none"> ・堆砂面積が0.75ヘクタール以上の事業 ・計画区域面積が1ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆砂面積が1ヘクタール以上の事業 ・計画区域面積が1ヘクタール以上の事業
港・空港の整備 (1) 漁港、港湾 (2) 海岸 (3) 埋立干拓 (4) 空港	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設用地の面積が1ヘクタール以上の事業 ・計画延長が0.5km以上の事業 ・すべての事業 ・すべての事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設用地の面積が1ヘクタール以上の事業 ・計画延長が0.5km以上の事業 ・すべての事業(規定なし)
公園・緑地の整備 (1) 都市公園、農村公園等 (2) 森林公園	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域面積が1ヘクタール以上の事業 ・計画区域面積(森林を除く。)が1ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域面積が10ヘクタール以上の事業
農業農村の整備 (1) 用排水路 (2) ため池 (3) ほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業採択延長が1km以上の事業 ・湛水面積が0.5ヘクタール以上の事業 ・事業採択区域の面積が1ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業採択延長が2km以上の事業 ・湛水面積が1ヘクタール以上の事業 ・事業採択区域の面積が10ヘクタール以上の事業
建築物の建築 (1) 建築物の新築、改築、増築及び外観の変更 (2) 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積1,000㎡超又は高さ13m超の事業 ・建築面積1,000㎡超又は高さ13m超の団地整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積1,000㎡超又は高さ13m超の事業 ・建築面積1,000㎡超又は高さ13m超の団地整備事業
工業団地、流通団地、住宅団地の造成 (1) 工業団地、流通団地、住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域面積が1ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域面積が10ヘクタール以上の事業
風力発電施設 (1) 新設、増設、移転又は外観上著しい変更を伴う大規模な改修	<ul style="list-style-type: none"> ・総出力500kw以上の風力発電施設 	(規定なし)

2 景観評価手順

景観評価の手順については、図 1-1-1 のとおりである。

なお、景観評価の詳細な手順については、「鳥取県公共事業景観形成指針の策定について（通知）」（平成 19 年 9 月 12 日付第 200700089359 号）を参照すること。

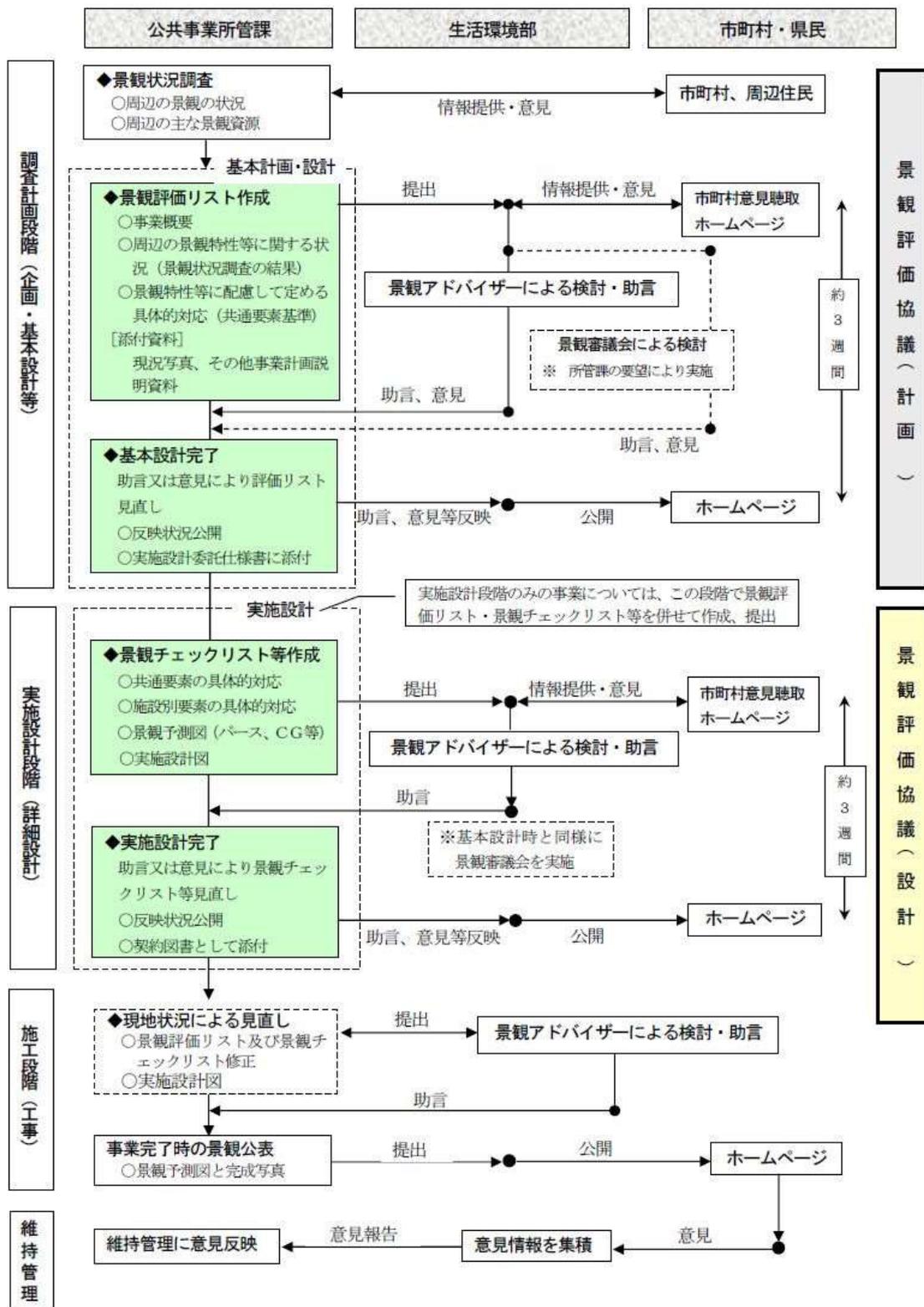


図 1-1-1 景観評価フロー図

1-1-6 鳥取県環境影響評価条例に基づく手続

1 環境影響評価法と鳥取県環境影響評価条例との対比については表 1-1-8 のとおりである。
手続が必要な場合は適切な手続を行うこと。

表 1-1-8 環境影響評価法と鳥取県環境影響評価条例との対比表

項目	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例														
公布日	平成9年6月13日		平成10年12月22日														
改正日			-														
評価手続	<p>(※) 第2種事業の判定の手続</p> <p>↓</p> <p>環境影響評価のための調査・予測・評価の方法を決める手続</p> <p>↓</p> <p>方法書告示縦覧</p> <p>↓</p> <p>知事意見(住民意見、市町村意見)</p> <p>↓</p> <p>調査・予測・評価の決定</p> <p>↓</p> <p>環境影響評価準備書</p> <p>↓</p> <p>告示・縦覧・説明会</p> <p>↓</p> <p>知事意見(住民意見、市町村意見、審査会意見)</p> <p>↓</p> <p>準備書の見直し検討</p> <p>↓</p> <p>環境影響評価書</p> <p>↓</p> <p>主務官庁の審査 ↓ 環境大臣意見 ↓ 評価書の公告・縦覧 ↓ 事業着手後の調査等</p> <p>↓</p> <p>知事意見 ↓ 評価書の公告・縦覧 ↓ 許認可権者へ配慮要請 ↓ 事後の確認(報告の聴取等)</p> <p>特別地域の設定 (地域に応じてアセスの対象規模を縮小する)</p>																
評価手続における法と条例の主な相違点	(※) 第2種事業の判定の手続(スクリーニング)は、県条例の手続きには導入しない。 ただし、これに代わる「特別地域」制度を導入する。																
対象事業の種類と規模(道路の新設・改良)	第1種事業	第2種事業	一般地域	特別地域													
高速道路	すべて	-	-	-													
首都高速道路等	すべて	-	-	-													
一般国道	4車線、10km以上	4車線、7.5km以上 10km未満	4車線、10km以上	4車種、7.5km以上 又は2車線、 15km以上													
上記以外の道路	-	-															
※「法」により対象となる事業は、「条例」においてはアセス対象外(条例第2条4項)																	
特別地域の考え方	<p>「特別地域」……環境の保全に関して特に配慮すべき地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">事業の種類</th> <th colspan="2">特別地域</th> </tr> <tr> <th>全ての事業に共通の地域</th> <th>事業の種類によって対象とする地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路</td> <td>4車線</td> <td>国立公園全域 国定公園全域 県立自然公園</td> <td>学校、保育所、病院、住居専用地域</td> </tr> <tr> <td>2車線</td> <td>鳥獣保護区特別保護地区 自然環境保全地域</td> <td>ハマナス自生南限地帯</td> </tr> </tbody> </table>				事業の種類		特別地域		全ての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域	道路	4車線	国立公園全域 国定公園全域 県立自然公園	学校、保育所、病院、住居専用地域	2車線	鳥獣保護区特別保護地区 自然環境保全地域	ハマナス自生南限地帯
事業の種類		特別地域															
		全ての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域														
道路	4車線	国立公園全域 国定公園全域 県立自然公園	学校、保育所、病院、住居専用地域														
	2車線	鳥獣保護区特別保護地区 自然環境保全地域	ハマナス自生南限地帯														

1-1-7 森林法に基づく手続（保安林）

1 保安林の解除手続について

事業を実施しようとする箇所が、保安林に指定されている場合には、あらかじめ保安林の解除申請手続を行う必要がある。手続の詳細については「保安林解除、林地開発Q&A」（平成6年7月 鳥取県農林水産部森林保全課）を参照すること。

2 保安林解除の要件

(1) 指定の理由が消滅したとき

ア 受益の対象が消滅したとき

イ 自然現象等によって保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき

ウ その保安林の機能に代わるべき機能を果たす施設が設置されたとき、又はその設置が極めて確実と認められるとき

エ 森林の施業別限の必要がないと認められたとき

(2) 公益上の理由により必要が生じたとき

保安林を土地収用法その他の法令により土地を収用し若しくは使用することのできるごととされている事業又はこれに準ずるものの用に供する必要が生じたとき

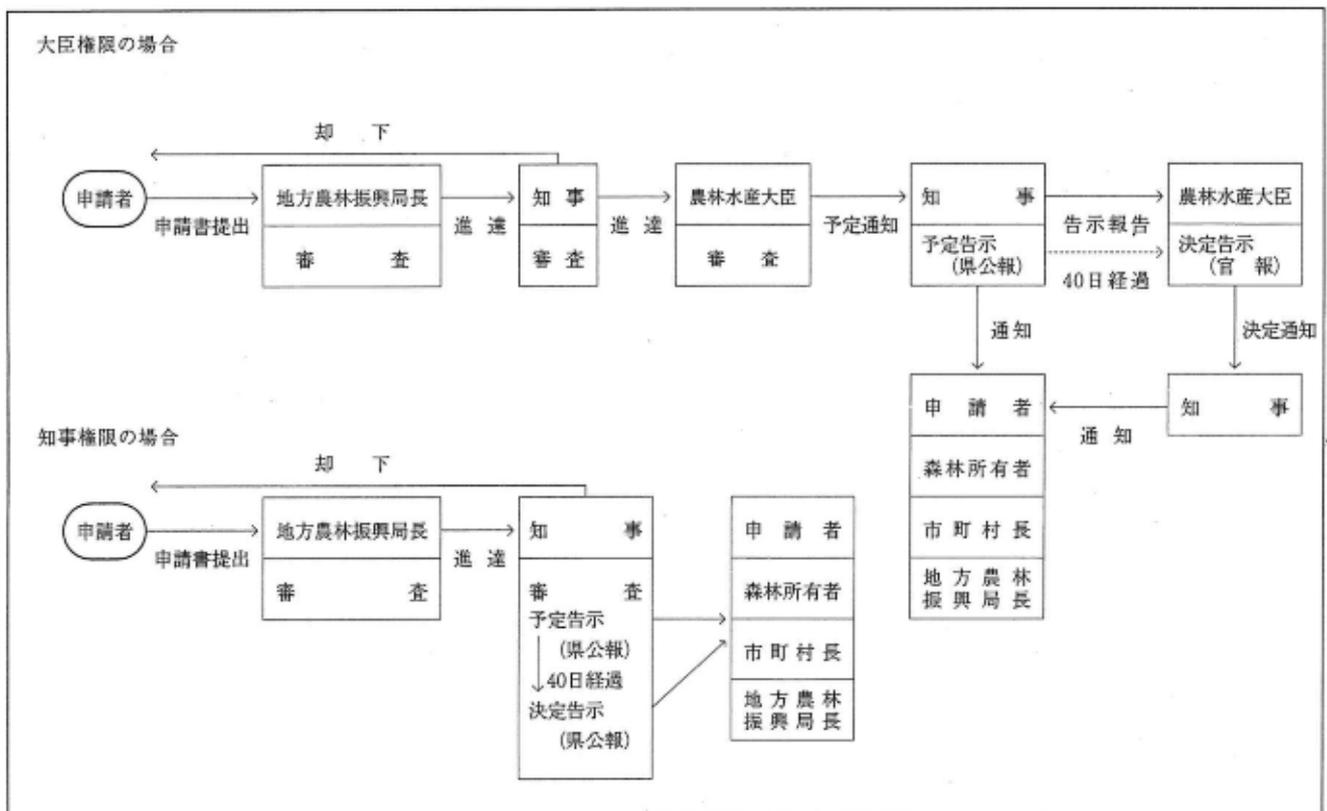


図 1-1-2 保安林解除フロー

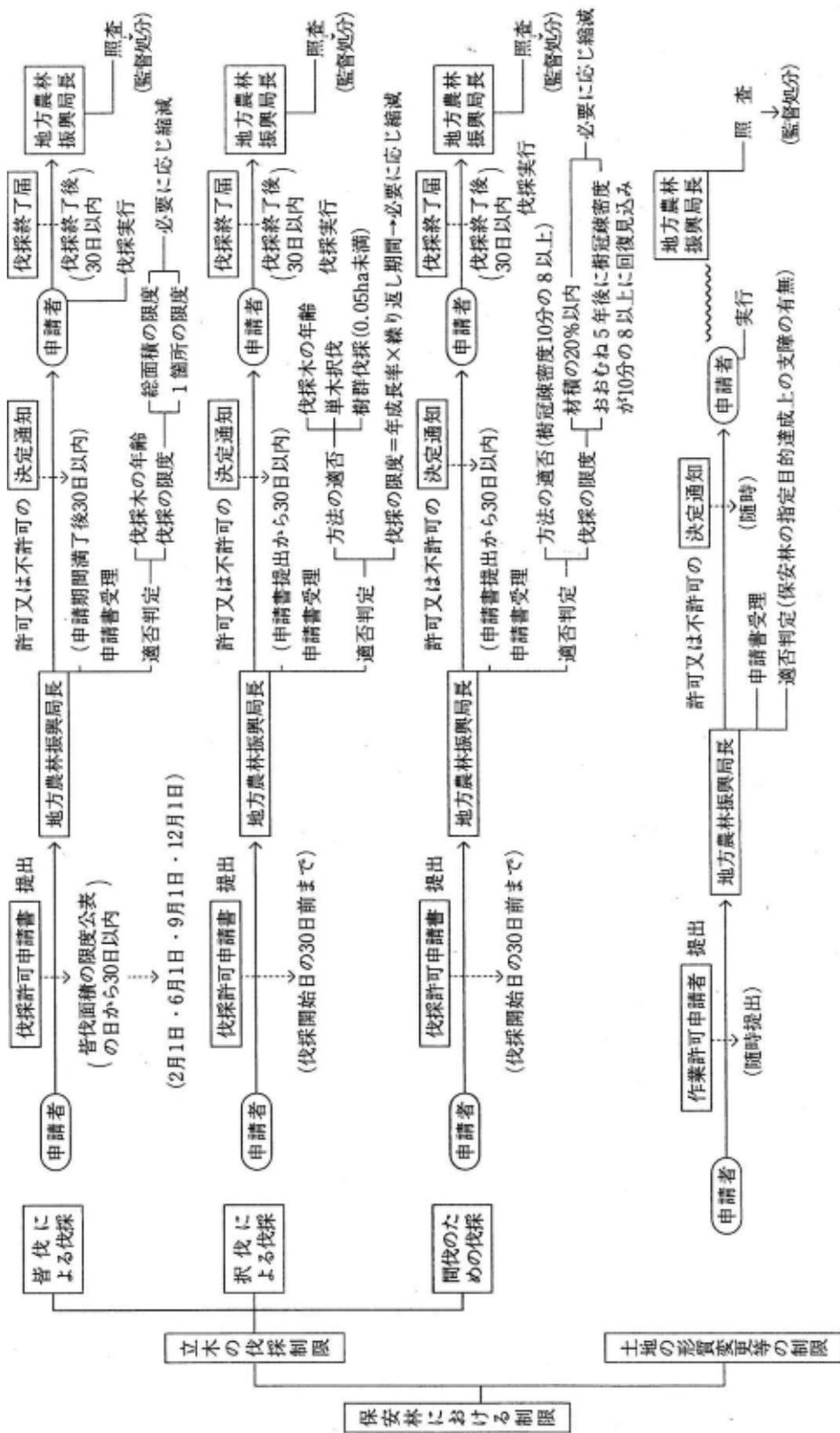


図 1-1-3 保安林における制限と許可手続

(注) 国有林を管理する国の機関が森林法施行規則第22条の8第1項第10号、同第22条の11第3号によって行う場合は、許可申請書は協議書、許可又は不許可は同意又は不同意となる。

番号	保安林の種類	解除権限者		備考
		民有林	国有林	
1号	水源かん養保安林	農林水産大臣	農林水産大臣	注 林野庁所管の国有林の場合には、知事が 営林局長（営林署経由）に協議が必要。
2号	土砂流出防備保安林			
3号	土砂崩壊防備保安林			
4号	飛砂防備保安林	知 事	農林水産大臣	注1 林野庁所管の国有林の場合には、知事 が営林局長（営林署経由）に協議が必要。 注2 知事権限の場合で、申請地が保安施設 事業（治山事業）の施行地であるときは、 知事が林野庁長官に協議が必要。（公益 上の理由による解除で、解除面積5ha 未満を除く） 注3 農林水産大臣権限の場合で、申請地が 保健保安林、風致保安林であるときは、 農林水産大臣が環境庁長官に協議が必要。
5号	防風保安林			
	水害防備保安林			
	潮害防備保安林			
	干害防備保安林			
	防雪保安林			
6号	なだれ防止保安林			
	落石防止保安林			
7号	防火保安林			
8号	魚つき保安林			
9号	航行目標保安林			
10号	保健保安林			
11号	風致保安林			

図 1-1-4 保安林の種類と解除権限者

1-1-8 文化財保護法に基づく手続

1 埋蔵文化財

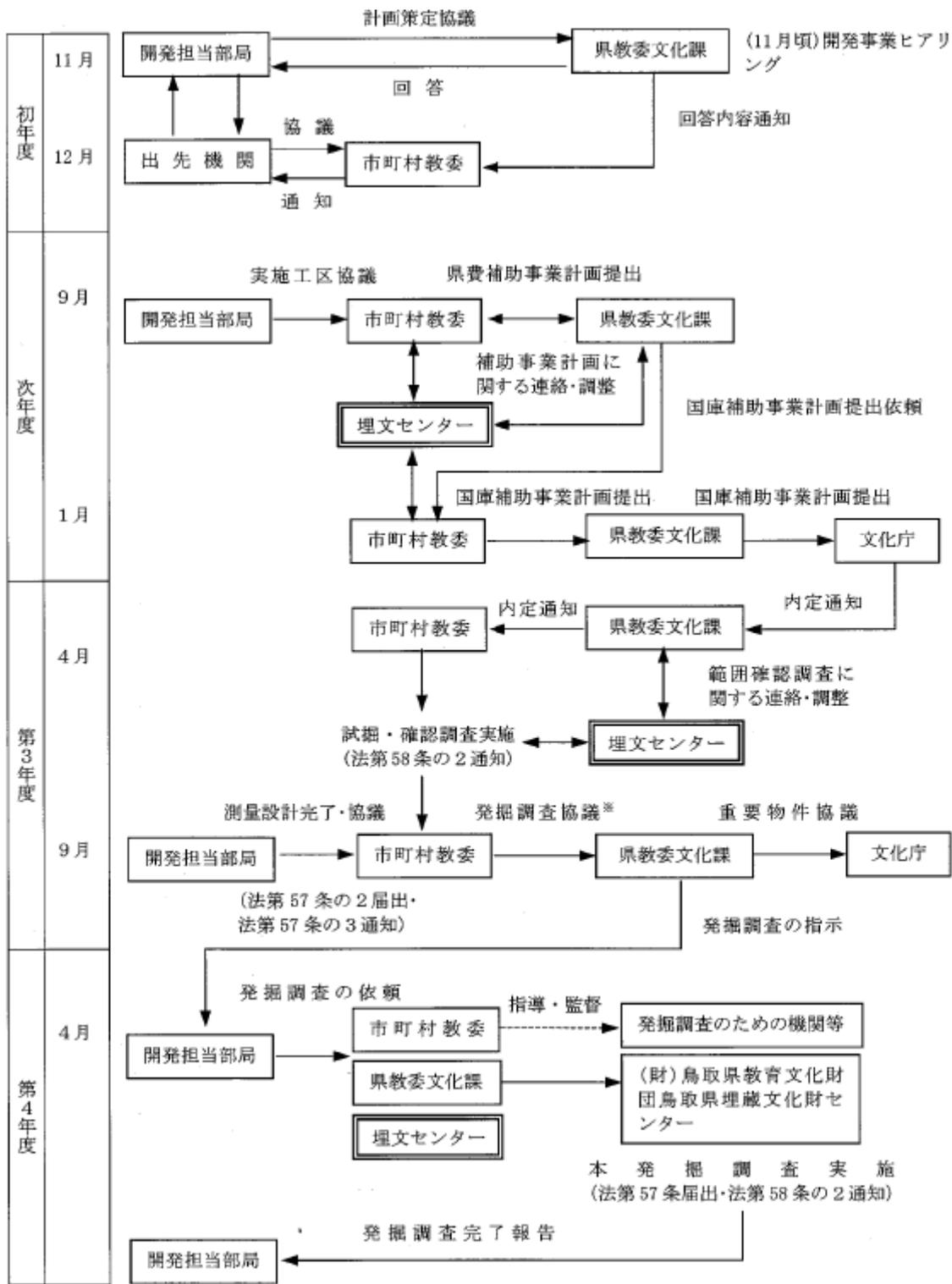
土木工事等のために埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合は、「鳥取県文化財保護のてびき」（2001年鳥取県教育委員会）に従い、事前に協議を行い調整を図る必要がある。

調整については、図 1-1-5 に示すとおりである。なお、工事中に遺跡を発見した場合も同様に調整を図る必要がある。

2 オオサンショウウオ

特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息環境等に影響を及ぼすような開発事業については、「特別天然記念物オオサンショウウオ保存活用指針」（令和4年3月4日付第202100299586号地域づくり推進部文化財局文化財課長通知）に従い、事前に協議及び調整を図る必要がある。

事務手続については、図 1-1-6、1-1-7 に示すとおりである。手続きにあたっては、特別天然記念物であるオオサンショウウオの工事に伴う現状変更は、文化庁の許可が必要となるため、早期に調整を行うことが必要である。



※ 農家負担のある農林水産事業の場合には、本発掘調査経費のうち、農家負担分(約15%)が国庫補助対象となるため、この時点で国庫補助金の申請を行うこと。

図 1-1-5 埋蔵文化財取扱いフロー (一般的開発事業の場合)

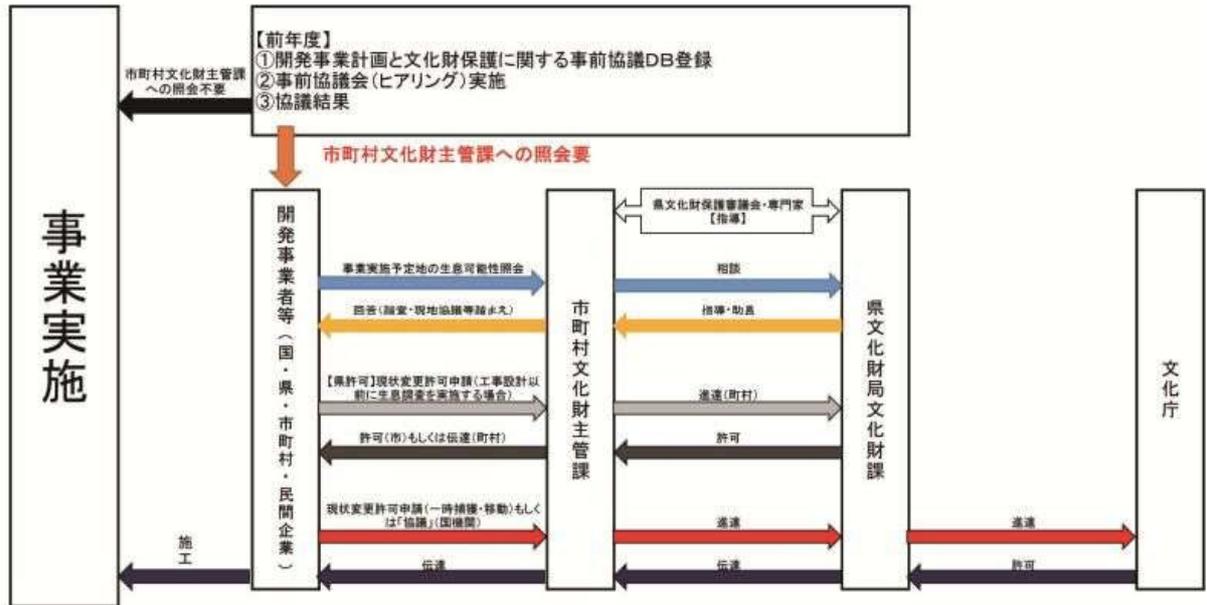


図 1-1-6 事業計画から実施までの各部局の関わり

[出典：特別天然記念物オオサンショウウオ保存活用指針]

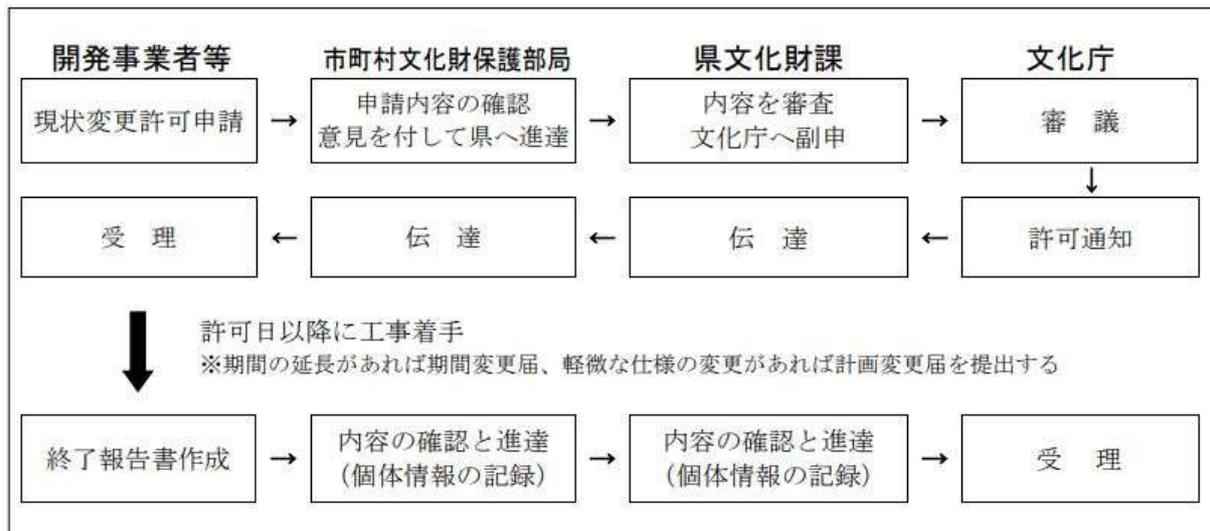


図 1-1-7 事務手続きの流れ [出典：特別天然記念物オオサンショウウオ保存活用指針]

1-1-9 農地法に基づく手続

農地法上、国又は都道府県が農地を利用する場合には、農地法第4条の許可は不要であるが、廃土置場として農地を利用し、これを恒久的に農地以外の目的に使用する場合は、了め当該農地の転用許可を担当する行政部局と協議し、承認を得ておく必要がある。

ただし、廃土置場を、道路区域に含めて利用する場合（駐車場、沿道緑地等）は、不要である。

1-1-10 土壤汚染対策法に基づく手続

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の改正により、平成22年5月1日から3,000平方メートル以上の土地の形質変更（深さ50センチメートル以上掘削、土壌の敷地外への搬出・流出を伴う工事等）を行おうとする場合は、工事の発注者等は着手の30日前までに届出が必要である。

土壌汚染対策法のしくみ

～ 土壌汚染対策法が平成22年4月1日に改正され、一定規模以上の土地の形質の変更時に届出が必要となりました。～

赤字部分：改正箇所

＜土壌汚染状況調査を行わなければならないとき＞

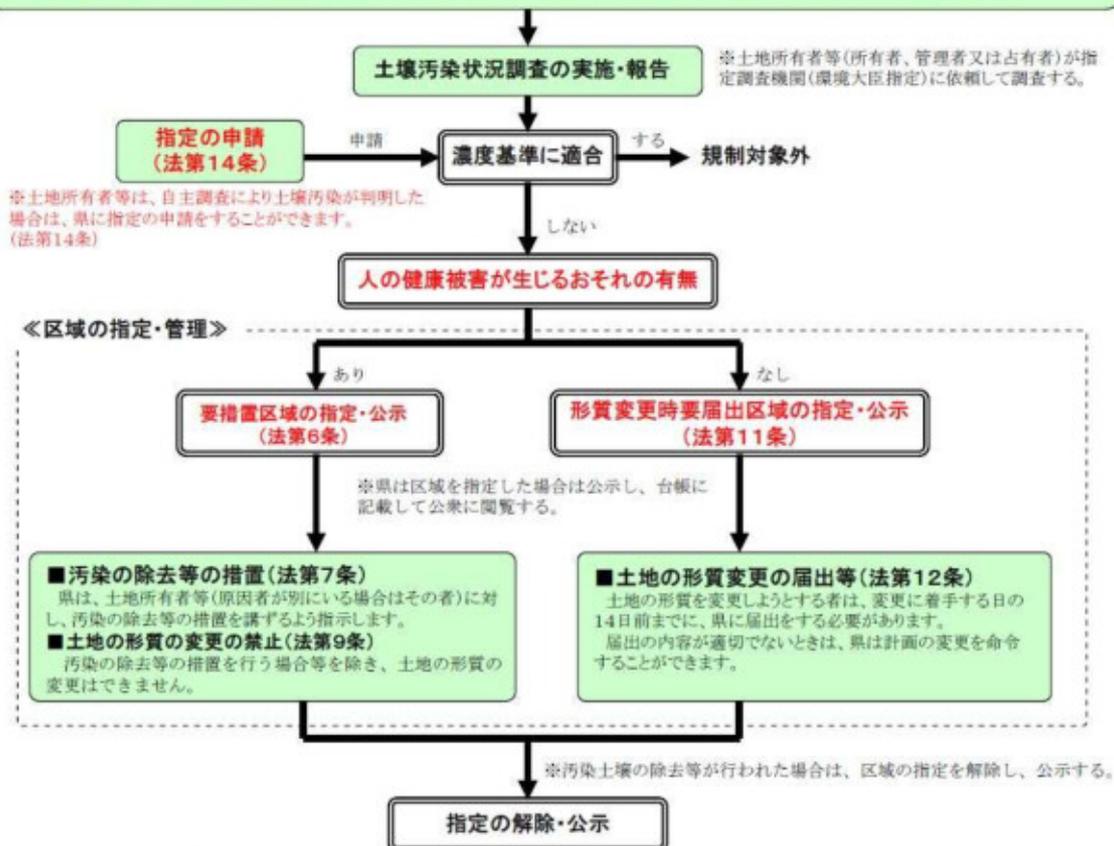
① 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設で有害物質が使用されなくなったとき、土地所有者等は土壌の汚染状況を調査する必要があります。ただし、土地の利用方法が人の健康被害を生じるおそれがない場合は、県(鳥取市*)に申請し、確認を受ければ、確認を受けたときの状態で存続する限り調査の実施が猶予されます。

② 一定規模以上の土地の形質の変更時で、知事が土壌汚染のおそれがあると認めるとき(法第4条)

3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとする者は、着手する日の30日前までに、県に届出をする必要があります。県は、届出された土地に土壌汚染のおそれがある場合には、土地所有者等に土壌の調査を命令することができます。
※届出対象等については別紙のとおり

③ ①及び②以外で、土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき(法第5条)



＜規制対象物質(25物質)＞

- ・重金属等(9物質):カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- ・揮発性有機化合物(11物質):四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
- ・農薬等(5物質):シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物

＜お問い合わせ先等＞

- 鳥取県生活環境部水・大気環境課 電話0857-26-7197
- 県東部地区(鳥取市を除く。): 東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 電話0857-20-3672
- 県中部地区: 中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 電話0858-23-3150
- 県西部地区: 西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350
- 鳥取県ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34667>
- 環境省ホームページアドレス <http://www.env.go.jp/water/dojo.html>

注:鳥取市の区域は、鳥取市(連絡先:環境下水道部環境政策課 電話0857-20-3177)が土壌汚染対策法を所管していますので、上記報告等は鳥取市が窓口となります。

一定規模以上の土地の形質の変更時の届出（法第4条）

1 届出対象

土地の形状を変更する行為全般で、掘削部分と盛土部分の合計の面積が3,000平方メートル以上となる土地の形質の変更が対象となります。ただし、当該変更部分が盛土のみである場合には、届出不要です。

トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断します。

なお、複数箇所又は複数年にわたる同一事業の工事については、土地の形質の変更部分の全ての面積を合算して、3,000平方メートル以上となる場合には届出が必要となります。

2 届出を要しない行為

届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、典型的に以下の2つが定められています。

(1) 軽易な行為その他の行為

土壤汚染が存在するとしても拡散することが少ないものとして、次の①から④までの行為について適用除外となっています。

① 次のいずれにも該当しない行為

- ・ 土壤を形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ・ 土地の形質変更の対象となる土地からの土壤の飛散又は流出を伴うこと。
- ・ 土地の形質変更に係る部分のもっとも深い部分が地表から50センチメートル以上であること。

② 農業を営むために通常行われる行為（農地等において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為）であって、形質変更の対象となる土地の区域外へ土壤を搬出しないもの
なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と何ら変わらない行為については、届出が必要です。

③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、形質変更の対象となる土地の区域外へ土壤を搬出しないもの

④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外となっています。

3 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者が届出の義務者であり、具体的にはその施工に関する計画の内容を決定する者を指します。

なお、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事請負などの発注者と受注者の関係では、その施工に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当することになります。

4 届出書及び添付図面及び書類

届出の際には、届出書（様式第六）に添えて①土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面、②土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書を提出する必要があります。

①については、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面を指し、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。

また、②については、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定されます。

5 届出義務の履行期限について

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行う必要がありますが、経過措置により、改正法施行後30日を経過する日以後に当該土地の形質の変更に着手する者について適用することと規定されていますので、原則として平成22年5月1日以降に工事を着手する場合に適用されます。

「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日を指し、契約事務や設計等の準備行為は含まれません。

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 印

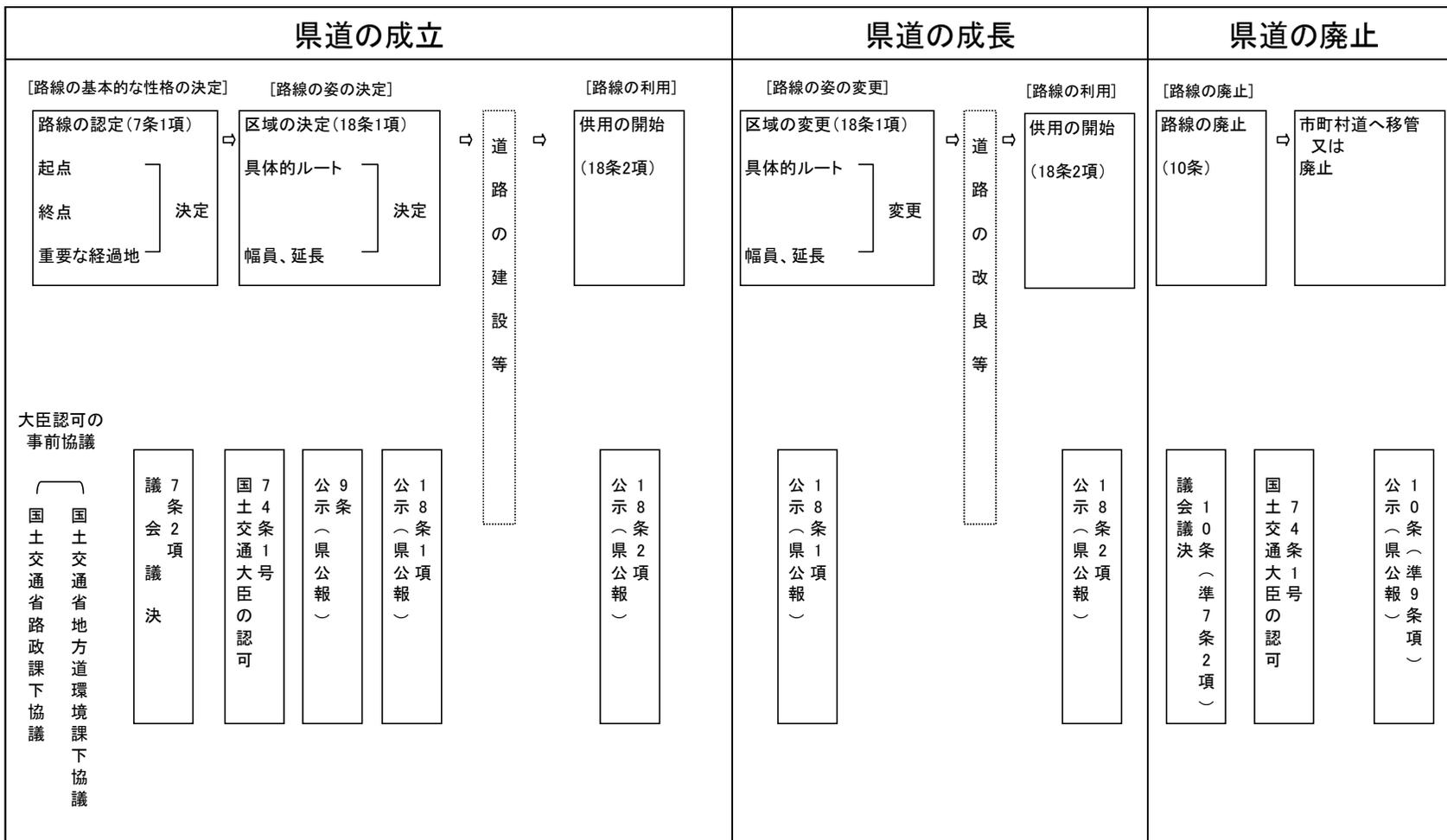
（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。



※県道の成長の場合で、事業認定や公社等による用地先行取得を伴わない、現道拡幅や交差点改良においては、運用として、区域の変更と供用の開始を一括して工事完了後に行っている。

1-2-2 道路台帳整備について

道路法（昭和27年法律第180号）第28条により、道路管理者は道路台帳を調整、保管する義務及びこれを閲覧させる義務がある。

（道路台帳）

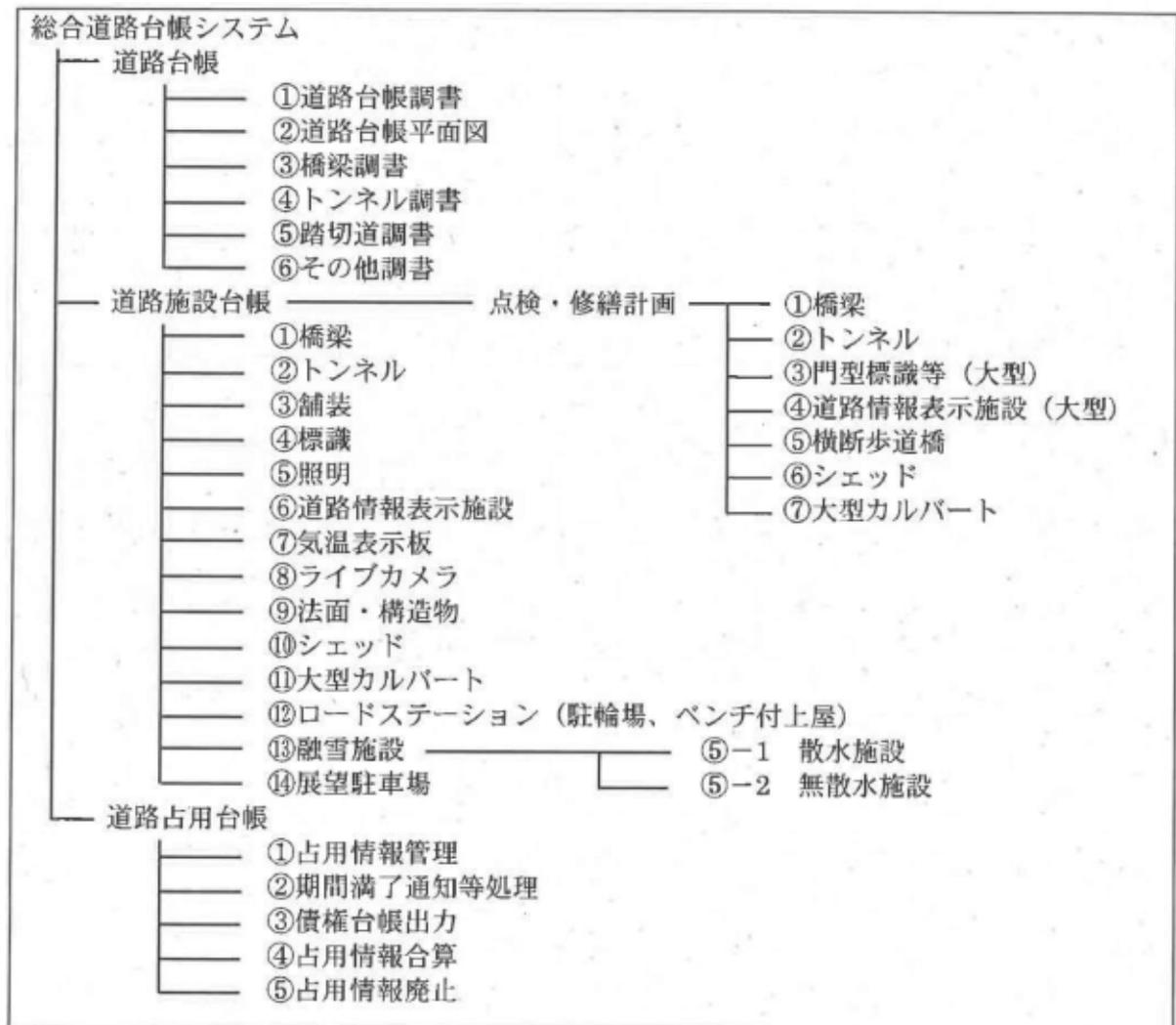
第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調整し、これを保管しなければならない。

- 2 道路台帳の記載事項その他その調整及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

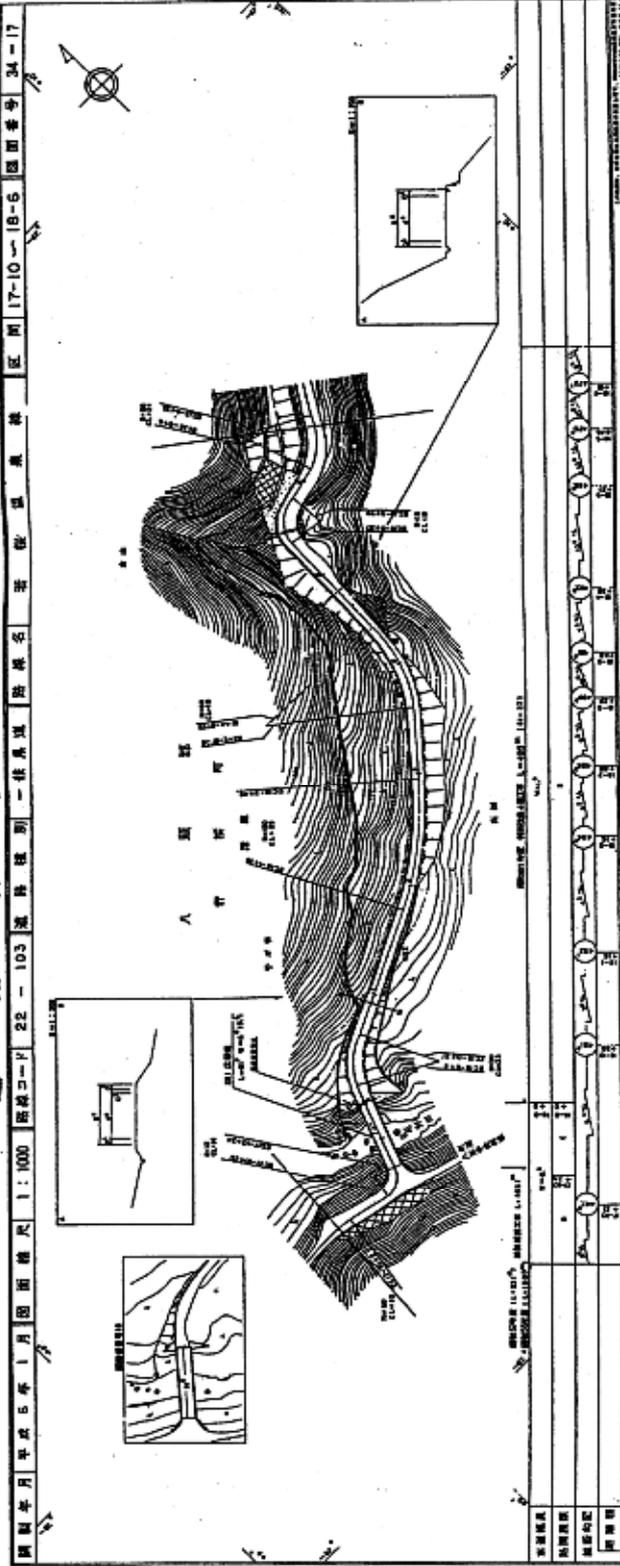
本県においても、道路台帳を整備し、道路の区域はもちろん道路の構造等道路管理上の基礎的な事項を総括して把握しているところである。

また、近時は、地方交付税の交付の算定基礎、地方道路譲与税の譲与の算定基礎、軽油引取税の指定市に対する算定基礎に使われるなど、道路の現況を把握する面からも重視されている。

さらに、下記のような道路付属施設等の台帳も整備し、道路管理の充実を図っている。



鳥取県 平 台 橋 路 道 圖



第6号様式

橋梁データ

市町村		路線名		河川名		架橋名													
種別	番号	距離	距離	種別	名称														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

路線名

| 設計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 重量 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |

路線名	新規・変更・削除
アータ	備考

幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)		幅員(m)	
左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除		新機・変更・削除	
備考	備考																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

第7号様式

トンネルデータ

トンネル名

トンネル名																			
種別	番号	距離	距離	種別	名称														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

路線名

| 設計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 重量 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |

第8号様式

踏切データ

踏切道名

踏切道名																			
種別	番号	距離	距離	種別	名称														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

路線名

| 設計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 重量 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |

融雪施設の点検要領(散水・無散水施設)

1 はじめに

降雪前に熱源施設、排水施設、配管設備、制御機器類、路面等を十分点検し、施設の異常、破損を早期に発見補修し、降雪に備えること。

また、稼働中、稼働後にも異常を発見した場合、ただちに補修し施設の機能を確保すること。

轍(わだち)掘れ測定記録表・現地調査表・定期点検記録表を添付するが、定期点検記録表は、施設によって若干仕様が違うため、参考とする。(無散水)

2 施設の点検

【散水施設】

点 検 事 項	点 検 内 容	点 検 ・ 整 備
送水管、散水管 ノズルの点検	配管の漏水箇所の点検、補修 管内土砂撤去 ノズルの調整 保護コンクリートの点検	分解・清掃・整備 消耗品取替・補修
井戸、ポンプの 点検	水位測定－自然水位の点検 揚水測定－ゲージ圧、電流計、 圧力計の測定 井戸内点検－土砂埋設の確認 (ストレーナ等)	分解・清掃・整備 調整・消耗品の取替 消耗品取替・部品交換
電気系統の点検	配電盤の点検－各端子接続状況 ケーブル絶縁測定 温度センサー作動状況 遠隔操作作動状況	分解・整備・動作確認 消耗品取替・部品交換
路面排水施設の 点検、維持管理	路面上の異物 側溝の点検(土砂・ゴミ撤去) 集水柵の点検(堆積土砂撤去)	清掃・撤去・補修

【無散水施設】

	対象設備	点検内容	点検・整備
共通事項	熱源設備	機器類点検 安全装置点検 機能チェック	分解・清掃・整備 調整・消耗品取替 消耗品取替・部品交換
	ポンプ類	軸受け部点検 循環流量の調整 漏洩点検 制御器の点検 機能チェック 絶縁抵抗測定	分解・清掃・整備 調整・消耗品の取替 消耗品取替・部品交換
	配管及び弁類	漏洩点検 圧力計の測定	消耗品取替・部品交換
	放熱管	漏洩点検 ヘッダー点検 弁きよ類点検	消耗品取替・部品交換
	制御機器類	機能チェック ランプ類の点検 ヒューズ類の点検 スイッチ類の点検 安全装置の点検	消耗品取替・部品交換
	電線類	外観点検 絶縁抵抗測定	電線交換
	融雪用不凍液	不凍液濃度・酸化点検 不凍液劣化判定(2～3年/回)	補給・PH調整剤添加
	舗装版	摩耗・ひびわれ点検 轍(わだち)掘れ点検	
熱源別事項	ヒートポンプ	運転圧力の点検 冷媒配管等の点検圧縮機の点検 計装・動力盤の点検	分解・清掃・整備 消耗品取替・部品交換
	地下水	井戸の点検 地下水位の点検 揚水量点検 注入量点検	井戸洗浄
	電熱	絶縁抵抗測定 外観点検	電線・電熱線交換
	温水ボイラ	バーナー類点検清掃 漏洩点検 煤煙濃度の測定	分解・清掃・整備 消耗品取替・部品交換

融雪施設台帳

井戸整理番号		施設番号	
路線名		設置場所	市・郡 町・村

井	施工年度		施工業者名							
	掘削	口径	mm	深度	m					
	充填砂利	径	mm	遮水位置	m					
	ケーシング	口径	mm	材質	ストレーナー	材質	型式	開孔率 %		
	戸	水質	水温	℃	砂含有量	mg/ℓ	鉄分	mg/ℓ	p h	塩素イオン
	用地	道路敷、買収、借地			協定者	契約		年 月 日		

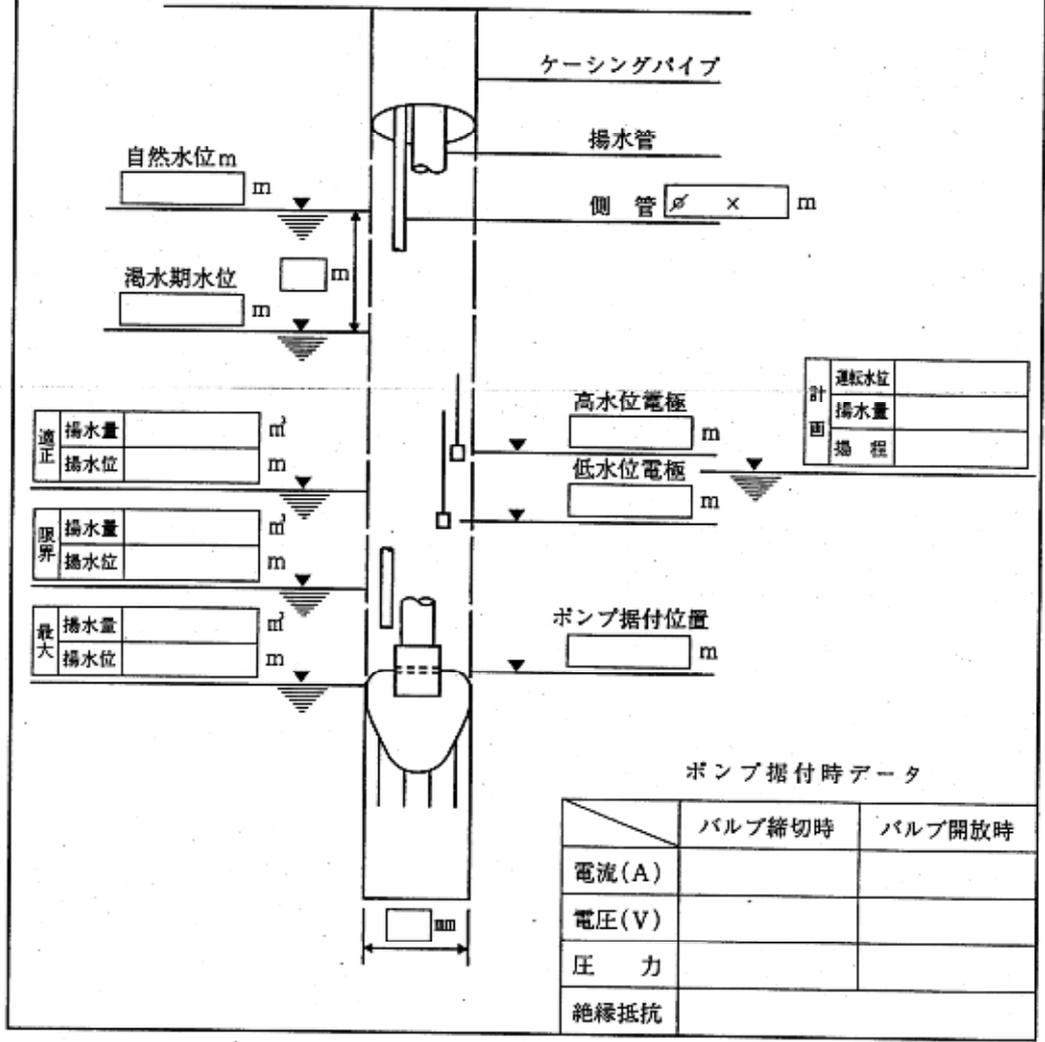
取水設備	施工年度		施工業者名					
	ポンプ	メーカー	水中・地上	φ × 段 × KW	ポンプ室 地上・地下			
	揚水管	規格	口径	mm	深度	mm	材質	メッキ・錆止塗装・ステンレス・その他
	電気設備	配電盤 手動・自動・遠隔・降雪検知器			メーカー			

散水施設	単位水量		ℓ / m ² · min		日交通量		台 / 日	
	施工年度							
	施工業者名							
	横引工	管径						
		延長						
	散水	管径	-		-		-	
		延長						
	工	ノズル	規格	孔 × mm	規格	孔 × mm	規格	孔 × mm
			メーカー		メーカー		メーカー	

記事

井戸取水能力図

掘井年月日 年 月 日



位置図 (市街図) ポンプ位置、配管延長及び、方位を明記する。

Blank area for the location map (市街図) showing pump location, pipe extension, and orientation.

管 理 記 録

(取水施設)

年 月 日	自然水位	運転水位	電流値	電圧値	圧 力	絶縁抵抗値	摘 要

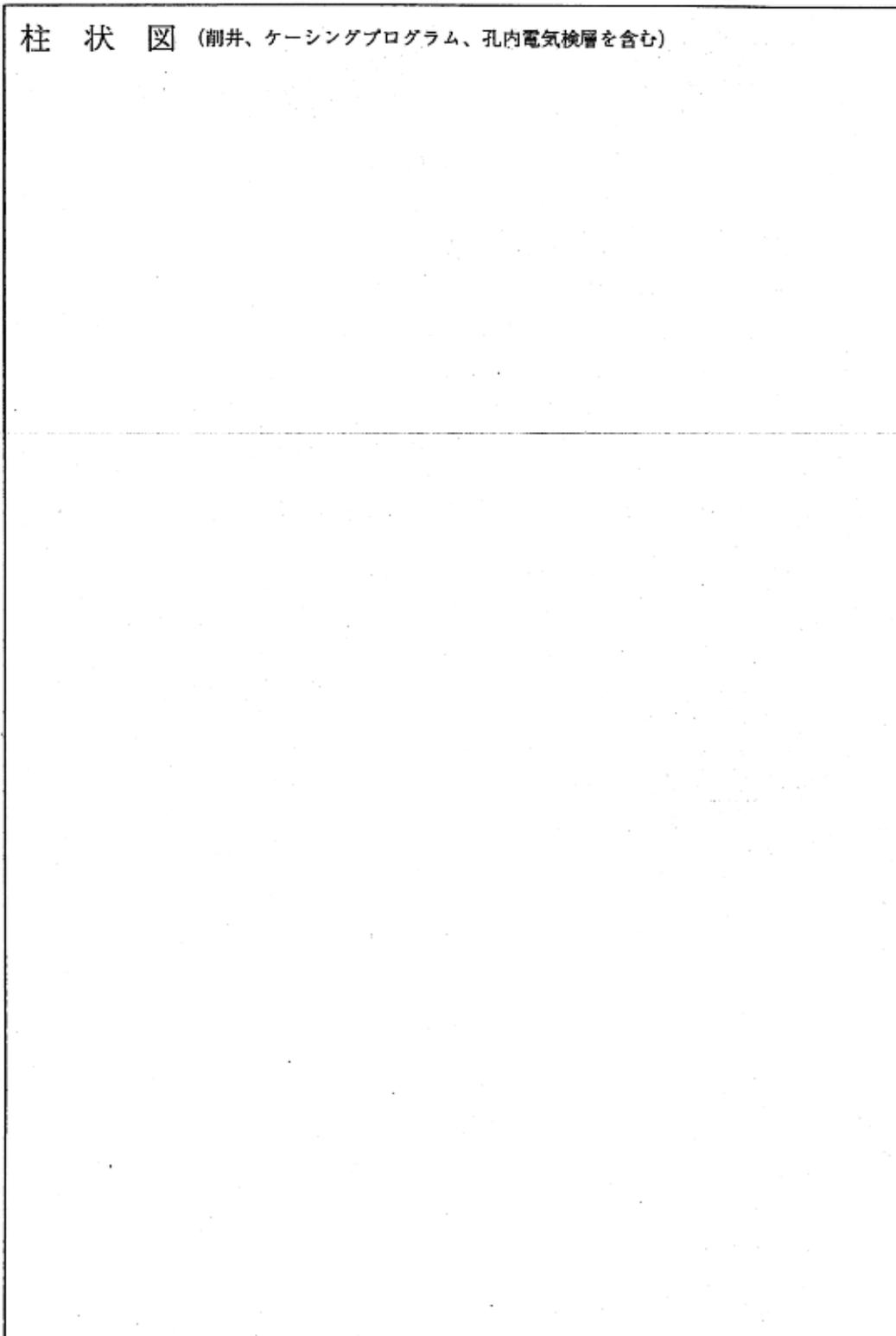
修 理 概 要

(散水施設)

年 度	施 工 内 容	施 工 業 者

配管系統図 (径及び年度ごとの延長、バルブ、ドレーン、ポンプ位置を記入)

柱状図 (削井、ケーシングプログラム、孔内電気検層を含む)



融雪システム定期点検記録表(地中熱) (参考例)

業 務 名 :

点検年月日 : 平成 年 月 日 時刻 (:) 天候 ()

点検 場所 :

点検者 :

点検箇所	点検方法 (基準値)	実測値 (状況)	点検結果	備考
圧力計の測定と漏水、 圧力異常の確認	0.1~0.15MPaが標準値	Mpa	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
循環流量の測定と調整	循環流量標準値 No.1系 : 9.0~10.0m ³ /h	m ³ /h	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	積算流量	m ³ /h	確認 <input type="checkbox"/>	
不凍液濃度と pH値の測定	濃度 管理基準値 : ○○%以上	%	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	pH値 管理基準値 : 7.5±1.0		正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	不凍液劣化判定 (1回/○年)		正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
制御盤の電圧、電流値 等の点検	警報表示灯点灯の有無		あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
	電圧値 管理基準値 : 200~220V	V	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	電流値 管理基準値 : ○A以下	No.1 A No.2 A	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	循環ポンプ運転積算計	No.1 h	確認 <input type="checkbox"/>	
		No.2 h	確認 <input type="checkbox"/>	
保護柵及びヘッダー ピット内及び機械室内 の点検	異音・異臭・振動及び漏水が ないか確認する		あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
放熱舗装版の磨耗やひ び割れ破損箇所所有無の 確認	放熱舗装版異常の有無		あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	轍掘れ測定 記録表 添付
融雪状況の確認	路面温度表示 : °C		確認 <input type="checkbox"/>	現地調査表 添付
機器・部品等の交換	注入・部品交換必要の有無		あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
その他 (所見)				

ヒートポンプ等定期点検記録表(参考例)

実施年月日： 年 月 日 時刻：

点検箇所	点検項目	点検結果	備考(運転・処理状況)
ヒートポンプ1 (型式)	①運転圧力の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	(運転モード： 運転)
	②圧縮機運転音及び振動	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	③冷媒配管等の点検 (振動・漏れ)	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	④ドレンパン及び排水管の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	⑤コンプレッサーオイルの質と量	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	⑥計装・動力盤の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
ヒートポンプ2 (型式)	①運転圧力の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	(運転モード： 運転)
	②圧縮機運転音及び振動	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	③冷媒配管等の点検 (振動・漏れ)	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	④ドレンパン及び排水管の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	⑤コンプレッサーオイルの質と量	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	⑥計装動力盤の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
地熱ゾンデ 循環ポンプ	①ゾンデエア抜き弁内部及び周囲の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	②不凍液の漏れの点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	③循環ポンプの回転音・振動及び軸封	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	④不凍液濃度の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	(濃度： %)
	⑤ブライン加圧タンクの凍液残量	適量 <input type="checkbox"/> 過少 <input type="checkbox"/>	
その他配管 機器	①空気溜りの発生箇所の点検 (異音等)	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	②各系統の水圧・漏水箇所の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	③各循環ポンプの点検 (異音・振動・圧力)	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	④保温材・ラッキングの損傷点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	⑤各タンク・バルブ・機器の点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
電気制御盤 計装機器	①制御盤内部の点検 (各開閉器等)	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	②グラフィック及びタッチパネルの点検	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
	③端子及びセンサー類の点検 (緩み・表示)	正常 <input type="checkbox"/> 異常 <input type="checkbox"/>	
各膨張タンク圧力		連絡事項	
ゾンデ圧力	MP a		
温水圧力	MP a		
冷水圧力	MP a		
立会者		点検者	

轍(わだち)掘れ測定記録表					
路線名				舗設年月	
場所					
測定年月日					
測定者					
測 点	下り車線 ()		上り車線 ()		備考
	D2 (mm)	D1 (mm)	D1 (mm)	D2 (mm)	
最 大					
最 小					

現 地 調 査 表

月日	時刻	天候	外気温 (℃)	積雪深 (cm)	降雪強度 (cm/h)	風速	路面温度		融雪路面状況		非融雪路面状況
							融雪部 (℃)	非融雪部 (℃)	残雪深 (cm)	路面状況	
(記入例)	18:00	小雪	-4.0	50	1.0	無風	1.0	-	3.0	シャーベット状	圧雪(5cm)・凍結有り

※ 状況写真を添付すること

状況写真（例）



①平成〇〇年〇月〇〇日 午前〇〇時

気温 〇.〇℃

天候 〇〇

積雪 〇〇cm

降雪 〇〇cm

路面状況 コメント

融雪は良好な状況である。

路面についても、ひびわれ・目立った
轍(わだち)もなく異常無し。



②平成〇〇年〇月〇〇日 午後〇時

気温 〇.〇℃

天候 〇〇

積雪 〇〇cm

降雪 〇〇cm

路面状況 コメント

非融雪路面との境界箇所の一部雪が
が残っている。

流量調整する必要がある。



③平成〇〇年〇月〇日 午前〇時

気温 〇.〇℃

天候 〇〇

積雪 〇〇cm

降雪 〇〇cm

路面状況 コメント

路面は乾いた状態であり、路面状況
は良好。



道路照明施設設置状況調査書（道路管理者設置および道路法第 条の承認による設置のもの）

様式-5
照明の区分

鳥取土木事務所

図面対象番号	道路種別 および 路名	位置	橋りょう または トンネル名	(基数) 燈数	設置 年月	設置者	事業名	公共 単独 の別	発光源部分による区別				電気料金		維持管理費		摘要
									ランプ の種類	設置 形態	ランプ の形式	電圧 量(W)	年間経 費(円)	負担者	契約 種別	年間経費 (円)	
819	日 178号	岩美町 大谷		1	H2 10.31	大洋工業 (株)	公安2種	公	蛍光 水銀灯	ベース プレート (自立式)	KSC-4	200V 300W					
820	◇	◇		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
821	◇	浦富		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
822	◇	◇		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
823	◇	◇		1	◇ 11.13	畑中電気 (株)	◇	公単 合併	◇	◇	◇	◇					
824	◇	◇		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
825	◇	大羽尾		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
826	◇	◇		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
827	◇	◇		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
828	◇	小羽尾		1	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇					
829	◇	◇		1	◇ 8.31	前嶋電機 (株)	◇	単	◇	◇	◇	◇					
830	○ 八東水勝見	気高町 姉泊		1	H2		公安1種	◇	◇	蛍光 ナトリウム 添架式	◇	◇					

道 路 照 明 台 帳

土 木 事 務 所

図面封照番号										
路 線 名										
設 置 箇 所	市 部		町 村							
ト 橋										
設 置 年 月 日	平 成	年	月	日						
事 業 名										
公・単の別	公 共 ・ 単 界									
設 置 者										
機 数										
支 柱 形 態										
発 注 部 分 による 区 別	ランプの種類									
	設 置 形 態									
	ランプの形式									
	電気容量 (W)									
電 気 料 金	年 間 経 費 (円)	年	円	月	円					
	負 担 者									
維 持 管 理	契 約 種 別									
	年 月									
	年 月									
	年 月									

現況写真

見取図

道路標識調書

路線名			標識種別			番号		
設置箇所	鳥取県 市、郡 町 字 地先			整理番号				
	上り 中央 下り			設置者				
設置方式	備考)			設置方法 (略図)				
	単独	単独、オーバーヘッド、オーバーハング						
	添架							
共架								
車道幅員	m		路肩歩道幅員	m		車道、歩道からのクリアランス		m
標識寸法	〇〇 × 〇〇 m		文字高さ	漢字	cm	ローマ字	cm	拡大率
版の材質			反射シート	文字		地	照明	内照、外照、なし
基礎	形式			寸法			標識	新設年月日
	支柱	形式			寸法			更新年月日
柱の材質					歴	更新年月日		
現況写真								

注) 備考欄には、交差点付近に新設する場合には「〇〇交差点手前××m」、また警戒標識である場合には、例えば「屈曲地点手前〇〇m」と記入する。

(様式7-3)

植樹管理作業台帳

No	年度	区 間	灌水面積	植栽面積	芝生面積

種 別	工 種	平成 年度 管理内容		年度 管理内容	
		上 期 (4月~9月)	下 期 (10月~3月)	上 期 (4月~9月)	下 期 (10月~3月)
樹 種	剪定面積				
樹高別	施肥面積	生育	生育	生育	生育
様 式	防除面積	土壌	土壌	土壌	土壌
本 数	その他の作業	施肥	施肥	施肥	施肥
面 積					
樹 種	剪定面積				
樹高別	施肥面積	生育	生育	生育	生育
様 式	防除面積	土壌	土壌	土壌	土壌
本 数	その他の作業	施肥	施肥	施肥	施肥
面 積					
樹 種	剪定面積				
樹高別	施肥面積	生育	生育	生育	生育
様 式	防除面積	土壌	土壌	土壌	土壌
本 数	その他の作業	施肥	施肥	施肥	施肥
面 積					
樹 種	剪定面積				
樹高別	施肥面積	生育	生育	生育	生育
様 式	防除面積	土壌	土壌	土壌	土壌
本 数	その他の作業	施肥	施肥	施肥	施肥
面 積					

ロードステーション（駐輪場、ベンチ付上屋）台帳

年度	平成	年度	ロードステーション型式	設置年月	年	月	事務所名	土木事務所					
路線名			平面図				位置図						
位置													
交通量													
歩行者数													
自転車数													
バス回数													
部落数													
道路幅員構成			()										
計 画 概 要													
費目	工種	数量	金額 (千円)	標準横断面図					現状写真				
本工費													
事務費													
計													
用地補償費													
	計												
合計													
備考													

防災カルテ様式A (落石・崩壊・地すべり)

施設管理番号	N*****A001	点検対象項目	落石・崩壊	路線名	一般国道**号	距離(km)	12.35	0	(至)	1235	延長	120m
事業区分	一般・有料	道路種別	国道	所在地	〇〇市〇〇町字**	位置目印	西側に尖印を赤ペンでマーキング	北緯	34°39'10.0"	東経	132°11'13.7"	有・無
事前運行規制区間	規制定有(運行・検察)・無	規制基準	連続 200m	交通量	平日 2,520台/12h	休日 3,820台/12h	DID区間	該当・非該当	該当・非該当	迂回路	有・無	

〔点検地点位置図〕 ※スケッチと位置を明記する

地名・都道府県等名	鳥取県
管理機関名	△△土木事務所
管理機関コード	*****
専門技術者による点検	有・無
点検内警の要否	有・無
備目すべき要状	

〔専門技術者のコメント〕

○当該斜面は、①からの落石とその下部斜面のすべりが崩壊の発生の可能性がある。
 ○小規模な落石については、落石防止柵があるが、すべり崩壊については、コンクリート吹付やブロック積層壁の要状等について 変位の有無を確認することが重要である。
 ○①の清高崖の亀裂の変位量を、抜き板により計測・管理する。

1	対策工が必要
2	カルテ対応

1、2のどちらか対応するものに○印

備目すべき要状	点検の時期	指定される災害形態	変状が出たときの対応
①コンクリート吹付上部清高崖の亀裂の状況 (様式B-1参照) ②、③コンクリート吹付箇所亀裂等の状況 (様式B-2参照) ④、⑤アブロック積層壁のはらみ出しおよび漏水 (様式B-2参照) ⑥落石防止柵の状況 (①、⑤からの落石等の有無)	〇春、秋(4月、11日)年2回程度の点検が必要 〇大雨時および豪雨後は、約1週間程度継続した点検が必要	指定される災害形態 〇①または②を重点としたすべり崩壊 (抜きランク2) 〇③からの〇20-30cmの落石 (抜きランク3)	〇①-⑥に変状の進展が認められた。 一必要に応じて通行規制及び専門技術者に よる詳細設計を実施する。 〇④の落石防止柵に新たな落石等の亀裂 一落石の除去および専門技術者による落石壁 の詳細検査を実施する。
作成月日	9年3月14日(天候：晴れ)	専門技術者名	陶 炎 太郎
		会社名	〇〇株式会社
		連絡先	TEL *****

防災カナル子様式B

施設管理番号	N:****A:0:0:1	点検対象項目	落石・崩壊	路線名	一般国道***号
変状No.	②、③、④、⑤	(詳細スケッチ欄)	(写真張付欄)		
<p>検 査 目 的 予 べ き 点</p> <p>○②コンクリート吹付面の亀裂の伸縮。 ○③コンクリート吹付面の陥没状況。 ○④アロック積層のはらみ出し。 ○⑤アロック積層の溜水状況。</p>					
<p>チ ェ ヲ ッ ク 項 目</p> <p>○②コンクリート吹付面の亀裂：(初期値：延長 5m 幅 15mm) ○③コンクリート吹付面の陥没：円形に陥没(微小)者 ○④アロック積層のはらみ出し(掃蕩の目的部の断面で確認)：今のところ要状はない ○⑤アロック積層の溜水：降雨時直後に溜水有(微少)</p>					

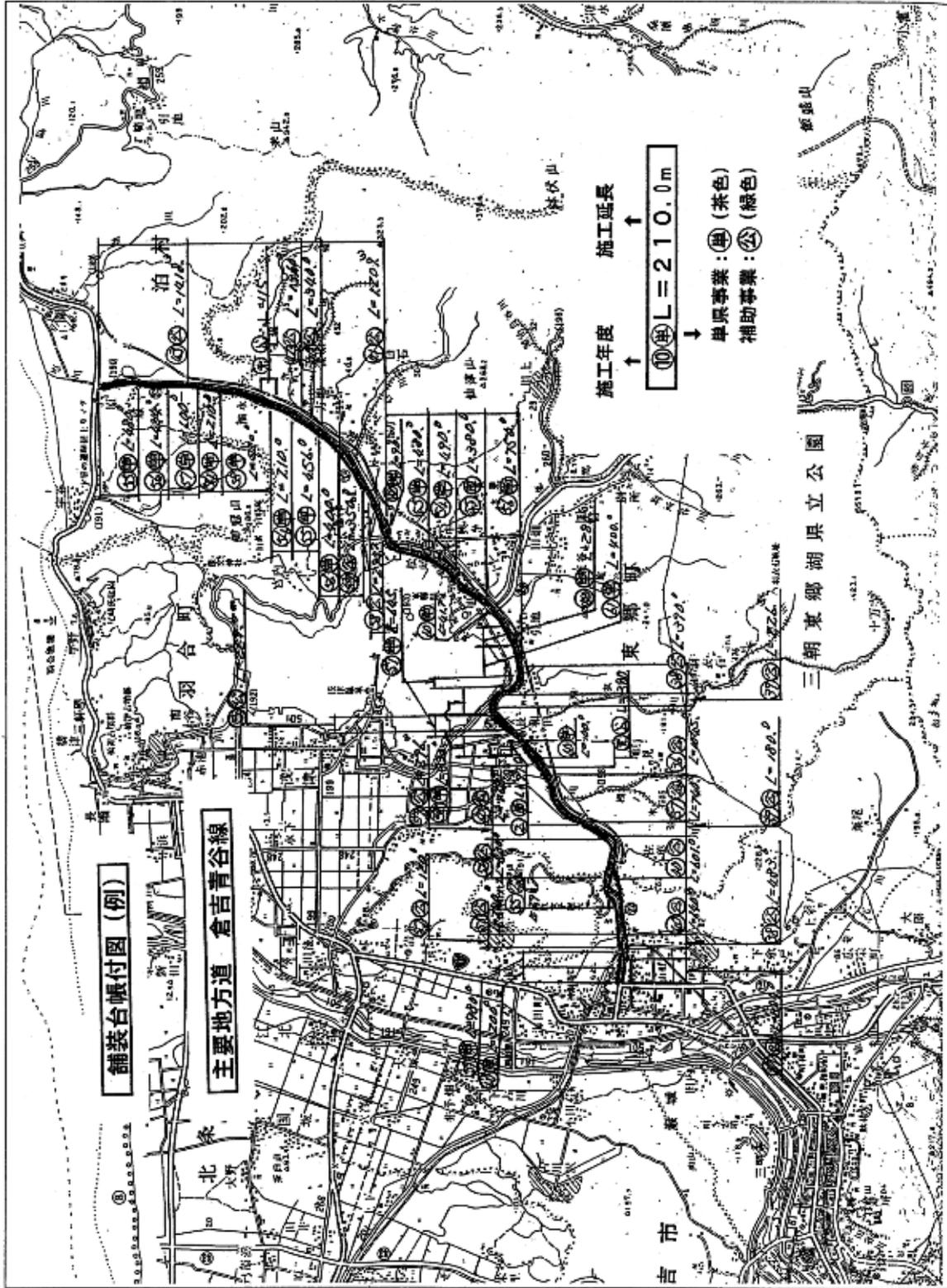
防災カルテ 様式C

施設管理番号	N:*	A:0:0:1	点検対象項目	落石・崩壊	路線名	一般国道**号	路線(自)	1:2:3:5	0	(至)	1:2:3:6	0:0	上・下・他	延長	120m
点検月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
①落下のり面の亀裂			11年2月2日												
前回との差異			発生												
②コンクリート吹付面の亀裂															
前回との差異															
③コンクリート吹付面の陥没															
前回との差異															
④落石のはらみ出し															
前回との差異															
⑤湧水															
前回との差異															
⑥落石防止柵															
前回との差異															
⑦落石発生箇所の状況															
前回との差異															
⑧落石発生箇所の状況															
前回との差異															
点検時の特記事項 (点検時の対応)			天候：晴れ												
点検者の名															
点検後の対応 (専門技術者の判定)															
点検月日：専門技術者名															

チェックリスト (落石・崩壊)

チェック内容		目安となる評価基準	9年4月20日	10年3月1日	11年2月2日
項目	小区分				
のり面保護工の変状	亀裂	・亀裂の長さが増大したか	N	N	N
		・亀裂の幅が広がったか	N	N	Y
		・亀裂の数が増えたか	N	N	N
		・亀裂に断差を伴うようになったか	N	N	Y
		・亀裂より水や土砂の流出が見られるようになったか	N	N	N
		・亀裂の形状に変化が見られるようになったか	N	N	N
	剝離	・剝離域が広がったか	N	N	Y
		・剝離が深く進行したか	N	N	N
		・地山が露出するようになったか	N	N	N
	ずれ・断差	・縦目等にずれ・断差が発生したか	N	N	N
		・ずれや断差が増大したか	N	N	N
		・ずれや断差にこれまでと違った傾向が現れたか	N	N	N
湧水・地下水	湧水点・水抜穴	・通常湧水が枯れた、または大幅に減少したか	Y	Y	N
		・湧水量が大幅に増大したか	N	N	N
		・新たな湧水箇所・湧水孔が現れたか	N	N	N
		・湧り水となったか	N	N	N
のり面・自然斜面の変状	落石の兆候	・路面に達しない新たな落石が見られたか	N	N	N
		・落石源下方の伏探が行われたか	N	N	N
		・浮石と岩盤との開口幅が拡大したか	N	N	N
		・転石の周辺が侵食されていたか	N	N	N
	崩壊の兆候	・路面に達しない新たな小崩壊が見られたか	N	N	N
		・はらみ出しが見られたか	N	N	N
		・断差地形(滑落崖)が発生したか	N	N	N
		・開口亀裂が発生したか	N	N	N
		・断差量が拡大したか	N	N	N
		・開口幅が増大したか	N	N	N
路面・下方斜面の変状	崩壊の前兆	・路面に亀裂が発生したか、開口幅が増大したか	N	N	N
		・路面に断差が生じたか、断差量が拡大したか	N	N	N
		・路面に陥没が生じたか	N	N	N
		・路面下方の自然斜面の崩壊・浸食が進行したか	N	N	N
植生の異常	木本主体	・倒木、枯木が新たに発生したか	N	N	N
		・根曲り、幹曲りが進行していたか	N	N	N
	草本主体	・裸地、草地、雑草地が広がっていたか	N	N	N
		・好湿地性の植生が多くなったか	N	N	N
対策工の変状	対策工の破損・変形・変質	・対策工に破損が発生(進行)したか(重度・軽度)	N	N	N
		・対策工に変形が発生(進行)したか(重度・軽度)	N	N	N
		・対策工に腐食などの変質が発生したか(重度・軽度)	N	N	N
	対策工の効果低下	・小規模な落石・崩壊により対策効果が低下したか	N	N	N
		・水抜孔等の地下水排除効果の低下が見られたか	N	N	N
		・排水工の機能低下が見られたか	N	N	N

路線名	工事年度	事業年度	位置	事業費(百万円)	概要		車道幅員(m)				舗装種類			舗装構成 (mm)						舗装補修				路床年度																													
					延長	幅員	改良	9.0以上	9.0未満	5.5以上	5.5未満	4.0以上	4.0未満	コンクリート	アスファルト	高貴	7.5以上	7.5未満	他	下層	他	舗装年度	コンクリート		アスファルト	再生	処理	打換	他																								
																														未改良	別	未改良																					
36	公	新	長和園	10.5	1,045	(6.5)	改	5871			○		230		100																																						
37	公	東	門田	9.8	740.0	(6.5)	改	4103			○		230		100																																						
37	公	東	吉上井	4.5	384.0	10.0	改				○																																										
38	公	東		11.4	483.0	10.0	改				○																																										
38	公	東	野花	5.9	390.0	5.5	改	2341			○		230		100		100																																				
39	公	東	佐美	6.1	406.5	5.5	改	2332			○		230		100		50																																				
40	公	東	山根	6.4	640.0	5.5	改				○		230		150																																						
40	公	東	佐美	18.1	601.0	5.5	改	7293			○		230		150																																						
40	公	東	方地	4.6	340.0	6.0	改	2034			高		55	50	100																																						
41	公	東	松崎	13.8	1,393.3	8.4	改	7180			○		55	50	100		100											9.8																									
42	公	東	方地	19.5	1,381.5	5.5	改	7821			○		55	50	100		100											9																									
43	公	東	泊	20.7	1,418.3	16.0	改	8920					50	15	50		100	150										5.3																									
54	補	東	松崎	13.2	490.0	6.0	改	3128											31		30																																
54	補	東	方地	6.0	210.0	6.0	改	1454																					60																								



第3節 参考資料

1-3-1 参考図書

No.	参 考 図 書	発行年月	発 行
参 1-1	河川法・海岸法許認可事務の手引き	H31.2	鳥取県県土整備部河川課
参 1-2	保安林解除、林地開発Q & A	H6.7	鳥取県農林水産部森林保全課
参 1-3	鳥取県文化財保護のてびき	H13	鳥取県教育委員会